

# JFPA ガイドライン(A)

## 小型動力ポンプ付水槽車

一般社団法人日本消防ポンプ協会

小型動力ポンプ付水槽車は、水槽並びに放水及び補水用の小型動力ポンプを積載するものであること。

型別は次のとおりとする。

型別	ポンプ性能	水槽容量
Ⅱ型	B3級以上	10m <sup>3</sup>
Ⅰ型	B3級以上	5m <sup>3</sup>

小型動力ポンプ付水槽車は、次によるものであること。

- 1 道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）及び道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号）に適合し、緊急自動車として承認が得られるものであること。
- 2 車体は、登録された車両総重量の状態において、十分耐え得るものであること。
- 3 積載する小型動力ポンプは「動力消防ポンプの技術上の規格を定める省令（昭和 61 年自治省令第 24 号）」の可搬消防ポンプに適合すること。
- 4 艀装材料は、十分な強度及び耐久性を有するものを使用してあること。また、必要な箇所には滑り止め処置を施してあること。
- 5 乗車定員は 2 名以上とし、安全に乗車できる座席を設けてあること。
- 6 バッテリーの容量は、装備に十分なものであること。
- 7 水槽の材質及び強度については、『消防ポンプ自動車の安全基準』を満足するものであること。
- 8 水槽は、振動、衝撃等により損傷、緩み等を生じないように固定して設けられ、水圧に対して変形及び水漏れのない構造とし、水槽内面は防食加工を施し、水槽内部には必要に応じ有効な防波板を設けてあること。但し、防食加工の必要の無い材料においては、水槽内面の防食加工は不要とする。
- 9 水槽内部は、清掃、塗替等に便利な構造であること。
- 10 水槽には、オーバーフローパイプ、補給口及び水量計が設けてあること。
- 11 小型動力ポンプ及び必要な附属品の積載装置は、走行中の振動その他により移動又は破損等を生じないように安全確実に固定でき、かつ、容易に積みおろしができるものであること。
- 12 次に掲げる取付品及び取付装置を備えてあること。
  - (1) 赤色警光灯
  - (2) 電子サイレン（電動サイレン及び警鐘の疑似音を発することができ、かつ、拡声装置としても使用できるものであること。）
  - (3) 照明灯
  - (4) 後退警報器
  - (5) 標識灯
- 13 【参考】必要に応じて備える取付品及び取付装置としては、主に次に掲げるもの等がある。
  - (1) 電動サイレン
  - (2) スノータイヤ、スパイクタイヤ及びスタッドレスタイヤ
  - (3) 作業灯

- 14 積載品及び附属品としては、主に次に掲げるもの等がある。それらは、安全確実に積載でき、かつ、容易に取り外しができる堅固な取付装置を備えてあること。

品名	備考
吸管	
吸口ストレーナー	
吸管ストレーナー	
吸管ちりよけかご	
吸管まくら木	
吸管ロープ	
消火栓金具	
中継用媒介金具	
消火栓開閉金具	
吸管スパナ	
管そう	
ノズル	
放口媒介金具	
車輪止	
消火器	自動車用（ABC粉末6kg型）
ポンプ工具	
ホース	

- (注)① ホース（結合金具を除く。）の規格は、「消防用ホースの技術上の規格を定める省令（平成25年総務省令第22号）」によること。
- ② ホース、吸管、ノズル等の結合金具の規格は、「消防用ホースに使用する差込式又はねじ式の結合金具及び消防用吸管に使用するねじ式の結合金具の技術上の規格を定める省令（平成25年総務省令第23号）」によること。
- ③ 吸管（結合金具を除く。）の規格は、「消防用吸管的技術上の規格を定める省令（昭和61年自治省令第25号）」によること。

【参考】必要に応じて備える積載品及び附属品としては、主に次に掲げるもの等がある。

品名	備考
ホース延長用資機材	
タイヤチェーン	
とび口	
金てこ	
剣先スコップ	
はしご	
資機材、器具の収納に必要な格納箱等	

- (注)① はしごは、日本消防検定協会または同等試験機関による評価適合品であること。

- 15 積載する小型動力ポンプは、日本消防検定協会または同等試験機関による評価適合品であること。